

令和4年2月2日

保護者の皆様

岸和田市教育委員会

新型コロナウイルスの感染が確認された場合の学校園の対応について

平素は学校園の教育活動にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

先般、新型コロナウイルスの感染が確認された場合の学校園の対応についてお知らせしたところですが、このたびの府立学校の対応に準じ、学校園の対応を以下のとおり変更いたします。

なお、新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、必要に応じて対応に変更が生じる場合があります。

記

1 学校園内に陽性者が確認された場合の対応について

(1) 陽性者が発症日2日前以降に登校(園)していない

⇒臨時休業は実施しません。

(2) 陽性者が発症日2日前以降に登校(園)している

①学校園における陽性者の行動調査から、濃厚接触の可能性のある者(*1)はいない

⇒保健所と情報共有したうえで、教育活動を継続します。

②学校園における陽性者の行動調査から、濃厚接触の可能性のある者がいる

⇒保健所と情報共有したうえで、濃厚接触の可能性のある者のみに下校・降園措置をとり、陽性者との最終接触日の翌日から7日間出席停止とします。

(*1) 濃厚接触の可能性のある者：

手で触れる距離(目安として1m)でマスクなしで陽性者と15分以上話をした者。

2 臨時休業について

原則、次の場合に臨時休業を実施しますが、校(園)内の感染状況や有症状者の状況等を考慮し、基準に満たない場合でも実施することがあります。また、感染状況により、休業期間を延長する場合があります。

【学級閉鎖】

・直近3日間の陽性者及び濃厚接触可能性者が学級において複数(15%以上)確認された場合は、原則3日間の学級閉鎖とする。

【学年閉鎖】

・複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合は、原則3日間の学年閉鎖とする。

【学校園閉鎖】

・複数の学年を閉鎖することに加えて、閉鎖していない学年に感染者が存在するなど、学校園内で感染が広がっている可能性が高い場合は、原則3日間の学校園閉鎖とする。

裏面に続く⇒

3 出席停止期間について

感染が確認された場合

- ・有症状：発症日の翌日から10日間（かつ症状軽快後72時間経過）、11日目から登校（園）可能
- ・無症状：検査日の翌日から7日間、8日目から登校（園）可能
※10日間を経過するまでは検温など自身による健康状態の確認を行う

濃厚接触者または濃厚接触の可能性があり無症状の場合

- ・陽性者と最後に接触があった日の翌日から7日間、8日目から登校（園）可能
※10日間を経過するまでは検温など自身による健康状態の確認を行う

※保健所や医療機関などから別途指示がある場合はそれに従ってください。

※家庭内で2人目、3人目と陽性者が確認された場合には、家庭内での状況により出席停止期間が延長となる場合があります。

※療養期間等が解除される日の指定があった場合時点で、解除の日から登校が可能か、解除の翌日から登校が可能か必ず確認してください。